

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
まちづくり推進課長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫君
上下水道課長	大久保政一君
槻木事務所長	平間信一君
危機管理監	吾妻良信君
公共工事管理監	松崎秀男君
税収納対策監	加茂和弘君
長寿社会対策監	水戸敏見君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	薊千代君
生涯学習課長	笠松洋二君

その他の部局

代表監査委員	齋藤勝郎君
--------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第7号)

平成19年9月21日(金曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 認定第1号 平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成18年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成18年度柴田町水道事業会計決算の認定について

第3 意見書案第1号 公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保及び「公契約

法」の制定を求める意見書

第4 意見書案第2号 安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、わが国の公的医療
保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める意見書

第5 意見書案第3号 後期高齢者の生命と健康を守るための制度運営を行うことを求める意
見書

第6 請願第1号 公共工事における建設従事者の適正な労働条件確保及び「公契約法」の制
定を求める意見書提出に関する請願

第7 請願第2号 医師・看護師を確保するための請願

第8 陳情第1号 後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための陳情

第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

開会前に、過般任命同意いたしました教育委員会委員、田中正人さんからあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。田中さん、どうぞ。

○教育委員会委員（田中正人君） 教育委員に任命同意をいただきましてまことにありがとうございます。

現在の社会の状況また教育に寄せられる期待の大きさを考えますと、まさに身の引き締まる思いでございます。これまで2期8年務めさせていただきましたが、この経験をもとに教育に少しでも還元してまいりたいと思います。

今後とも皆様方のご支援を糧に微力ではありますが、教育に力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（伊藤一男君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等、監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番太田研光君、12番小丸 淳君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 18 年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

認定第 5 号 平成 18 年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第 6 号 平成 18 年度柴田町水道事業会計決算の認定について

○議長（伊藤一男君） 日程第 2、認定第 1 号平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号、平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、平成18年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、平成18年度柴田町水道事業会計決算の認定について、以上 6 件を一括議題といたします。

認定第 1 号から認定第 6 号までは決算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、委員長から審査結果の報告を求めます。加藤克明委員長、登壇を許します。

〔決算審査特別委員長 登壇〕

○決算審査特別委員長（加藤克明君） 決算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る 9 月 14 日の本会議におかれまして、決算審査特別委員会に審査を付託されました認定第 1 号平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号平成18年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号平成18年度柴田町水道事業会計決算の認定についての 6 件については、9 月 14 日委員会を開き、18、19、20 日の 3 日間にわたり関係担当者の説明を聴取して、慎重に審査を行いました。

審査の結果、認定第 1 号から第 6 号までの平成18年度柴田町各種会計決算 6 件は、いずれもこれを認定すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございません。

以上、報告といたします。決算審査特別委員会、委員長、加藤克明。

○議長（伊藤一男君） これより認定第 1 号から認定第 6 号までの審査の結果について質疑に入るようになりますが、質疑は議会運営基準により省略いたします。

○議長（伊藤一男君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 私は、平成18年度一般会計決算案と国民健康保険特別会計決算案について、反対の立場で討論に参加いたします。

ことしもまた町民に負担増が押し寄せています。景気回復ということがマスコミで報道されるようになって久しいところですが、大企業の利益が上がったにもかかわらず、地方での実感からはほど遠く、町民の生活実感は景気回復とは全くほど遠いものです。それに加え、地方自治体は地方分権、自己決定、自己責任などを柱にした財政的に裏づけのない国策を押しつけられ、全国の多くの自治体が財政的にあえいでいる実態があります。わが柴田町でも同様の事態に陥っていることは皆さんもご存じのとおりであります。

そのような中、柴田町でも財政再建プランに基づく施策が行われ、職員の皆さんも努力を継続しています。私は財政再建プランを議論しているときから、急激な施策を避けてもう少し長いスパンでの財政再建をと主張してきました。しかし、そのような中でも、ことしに入ってから、あるいは今議会でも、町民にとって必要な事業については行うべきであるということ、実施ということを検討されたということで、今議会の議論の中でも、財政再建の中でも必要な事業については精査し、リストを挙げて優先順位をつけて実施を検討するということや、今議会での議論の目玉にもなっている災害問題では、従来からの政策の流れにとらわれない町長の柔軟なお考えと決意も示されたと感じています。

また、庁舎で、さまざまな現場で多くの職員が給料カットという厳しい条件の中でも、献身的に職務を遂行していることは十分承知しています。しかし、その上で施策の根底に貫かれている官から民へ、小さくても効率的なという流れには危機感を持ちます。今議会の議論の中でも、教育や保育などの分野での官から民への議論がなされています。私は民間の力を否定するものではありません。しかし、採算にとらわれず町民に必要な事業を行うということ、あるいは町民の身近に役場と職員が存在し、一緒にまちづくりを進める上でもマイナスになるという危惧を抱かざるを得ません。

また、国民健康保険特別会計は、昨年度の定率減税の半減などによる負担増とあわせて、18年度まで3年連続引き上げられてきた国民健康保険税の負担増とあわせて、国保加入者にさらなる打撃になっています。その中で、職員の皆さんの努力で19年度に入ってから国保税の税率引き上げが抑えられたことは一筋の光明であります。国保税の徴収についても、徴収率は職員の皆さんの努力で引き上げられています。現在の景気動向や町民の所得の現状を見ても、徴収の努力には尋常ならざるものがあつたということは間違いのないと思います。

しかし、それ以上に国保税の滞納がふえているのが実態であります。また、高齢者を中心に診療件数は減少しつつ、しかし医療費がふえている現象は、町側の見解で述べられている、より高度の医療を求めて複数の医療機関にということだけではない、受診抑制が実態としてあるというのが町民と接してみても私の実感であります。

予防接種、健康診断の助成事業や医師会との対話、窓口負担の減免など現在努力中の課題もあり、執行部職員の皆さんには大変酷な指摘をしているということは十分承知しています。また、大もとには真綿で首を絞めるように少しずつ、しかし確実に国庫負担を減らす国策があり、一地方自治体の努力には限界もあるということを念頭に置いた上でも、収入がふえていないのに負担増になっていることは、低所得者が多数を占める国民健康保険にとっては重大なものです。

平成18年度の施策について職員の皆さんがみずからの身を削る努力を行っている。それでもなお厳しい目と批判にさらされていることは理解していますが、町民の立場から一般会計決算案と国民健康保険特別会計決算案に反対いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号の間、特に第1と第2号認定について、次の趣旨により賛成討論を行い、同僚議員のご賛同をいただきたいと思います。

平成18年度一般会計歳入歳出決算については、町長の提案理由、会計管理者の詳細な報告を伺い、さらに代表監査委員から正確に実行されたとの報告がされました。本議会で総括質疑がされ、決算特別委員会においてさまざまな質疑を行い、慎重に審査したところ、議会で議決された平成18年度各会計予算は予定どおり執行されておりました。

平成18年度予算編成に当たり、財源不足が明らかになったことから、執行部は財政非常事態宣言を発しました。三位一体の国の方針から交付税の削減などで困難さがあってもかかわらず、町長初め四役の給料カット、管理職手当のカットもして歳入の確保に努めたこと、明瞭であります。

さらに、土地の売却、財政調整基金の取り崩しなどにより事業推進に全力を傾注しことが推察されます。住民から要望される事業が山積になっている状況ではありますが、我が柴田町の将来のあり方である協働を考える時代になっているのではないかと思います。このような考えがされるときに、新栄通線開通、船岡保育所建設、健康づくりの事業、コラボスクールの推進

事業、町制50周年記念誌発行などがされました。

財政再建団体への転落回避のために町民、議会、行政が一体になって聖域をなくし、財政の健全化を推進し努力したことは評価されてしかるべきです。

18年度決算は住民、地域社会の皆様にかかなりの負担をお願いしながらの決算ではありますが、これまでの行政サービスを根本的に見直さざるを得ないものになってきています。できるだけ早く財政再建の道筋を確かなものにしていくとの考え方で事業推進に努力してきた職員の意気込みが感じられます。また、小さな自治体の今後の進む道筋が見えるようで大いに期待しているところであります。

次に、国保がありますけれども、昨年も広沢議員の反対討論で私が賛成討論をしております。広沢さんは党の方針からの反対討論ではないかと推察するところであり、ご苦労さまと申し上げます。

国民健康保険事業は、医療費の伸びにより、3年前から複数年度の見直しの際にアップ率が大きくなることで、町民の皆様からご理解をいただけないのではないかとこの考えから、単年度の見直しになり、平成18年度で3年目になりました。特に平成18年度はアップ率が大きく、被保険者には大変な負担増になったことも事実であります。保険税の未納額は非常に大きく、国保事業の運営が厳しい状況にあります。しかし、18年度の医療費が今まで10%を超えていたのが7%に抑制されたこと、成人歯科検診、ふれあい教室などを実施し、多岐にわたり予防医療を実施したこと、さらに保険税の収納についても差し押さえなど法的な措置がとられて前年より収納率の向上につながっており、国保事業が総合的に運営されていると評価します。

今後も国保事業の運営は厳しい状況が続くとは思いますが、これまで以上の保健事業の充実、医療費の抑制、税の収納の徹底をお願いし、国保事業の順調な運営を期待するところでございます。

以上の趣旨から平成18年度柴田町認定第1号、認定第2号については適正に執行されたと認めるものであり、同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は会計ごとに行います。

認定第1号平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第2号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第3号平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第4号平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第5号平成18年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第6号平成18年度柴田町水道事業会計決算の認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 意見書案第1号 公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保及び「公契約法」の制定を求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第3、意見書案第1号公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保及び「公契約法」の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。18番加茂力男君、登壇を許します。

〔18番 加茂力男君 登壇〕

○18番（加茂力男君） ただいま議題となっております意見書案第1号公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保及び「公契約法」の制定を求める意見書についての趣旨説明をいたします。朗読によってかえさせていただきます。

公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保及び「公契約法」の制定を求める意見書（案）

建設業は、全国の就業者数が約540万人で、全産業の就業者数の10%を占めており、経済活動と雇用機会の確保に大きな役割を担っている。

しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は現在も確立されておらず、さらに、最近の公共工事の減少によって施工単価や労務費が引き下げられることもあり、その生活は不安定なものとなっている。

平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立したが、その施行にあたり、建設労働者の賃金、労働条件の確保に対する適切な措置が必要との付帯決議が行われたところである。

さらに、諸外国では、公共工事にかかる賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、国におかれては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保と共

に、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルール作りとして、左記の事項を推進されるよう強く要望する。

記

- 一 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項について実効ある施策を実施すること。
- 二 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月21日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

農林水産大臣 殿

国土交通大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上であります。

- 議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。
- 10番（我妻弘国君） きょう初めて公契約法というものがあるというのがわかったんですけども、これは労働条件の確保に対する賃金の確保、賃金の確保というのが主なあれなんですか。
- 議長（伊藤一男君） 18番加茂力男君。
- 18番（加茂力男君） これは諸外国で定められているように、公共工事に対する賃金の定めであります。
- 議長（伊藤一男君） よろしいですか。10番我妻弘国君。
- 10番（我妻弘国君） 大変にいい法案だと思いますけれども、諸外国ってどこら辺なの。
- 議長（伊藤一男君） 18番加茂力男君。
- 18番（加茂力男君） 諸外国です。
- 議長（伊藤一男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号公共工事における建設労働者の適正な労働諸条件の確保及び「公契約法」の制定を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提供先が内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第4 意見書案第2号 安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、わが国の公的医療保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第4、意見書案第2号安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、わが国の公的医療保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番広沢 真君の登壇を許します。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） ただいま議題となっております、意見書案第2号安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、わが国の公的医療保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める意見書についての趣旨説明をさせていただきます。

朗読によってかえさせていただきます。

安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、わが国の公的医療保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める意見書（案）

国民は、健康保険証さえ持っていれば、一部負担だけで、誰でも・いつでも・どこでも受診

することができる、世界に冠たる国民皆保険制度に対して絶大な信頼を寄せている。

しかし、ここ数年、政府の財政優先による医療費削減政策の結果、患者一部負担の引き上げ、高齢者のための長期入院施設の削減、リハビリテーションの日数制限等々、公平・平等な医療を受ける機会を奪う結果となってしまった。

また、全国各地で医師・看護師不足による病院閉鎖や診療科の縮小などの影響が続出しており、さらに、国民から医療へのフリーアクセスも奪い、患者の医療負担をふやすような政策がとられ、我が国の医療崩壊が懸念される。

よって、国においては、安心・安全な医療が持続して提供できる政策実現のために、そして、世界に誇る我が国の公的医療保険制度の維持・再構築に向け、次の事項について問題解決に当たられるよう強く要望する。

- 一 国民のための医療政策を実現すること。
- 二 国民の生命と健康を守るため医療費財源を確保すること。
- 三 医療格差を是正すること。
- 四 患者の負担を増加させないこと。
- 五 高齢者のための入院施設を削減しないこと。
- 六 医師・看護師不足を解消すること。
- 七 医師・看護師の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の保障を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月21日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

厚生労働大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、わが国の公的医療保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第5 意見書案第3号 後期高齢者の生命と健康を守るための制度運営を行うことを求める意見書

○議長（伊藤一男君） 日程第5、意見書案第3号後期高齢者の生命と健康を守るための制度運営を行うことを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番広沢 真君の登壇を許します。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） ただいま議題となっております意見書案第3号後期高齢者の生命と健康を守るための制度運営を行うことを求める意見書についての趣旨説明をいたします。

朗読によってかえさせていただきます。

後期高齢者の生命と健康を守るための制度運営を行うことを求める意見書（案）

75歳以上の後期高齢者を対象にした「後期高齢者医療制度」の実施を前に具体的な内容が明らかにされるにつれ高齢者に大きな不安が広がっています。

高齢者の場合は「公的年金のみ収入」の方の比率は高く、基礎年金のみの高齢者も少なくないのが現実です。後期高齢者医療の保険料は、加入者全員から徴収する制度になっており、生活実態を踏まえた保険料と減免制度を設定が必要です。

また、現在の老人保健制度では、後期高齢者も含めて健康診断制度が実施されています。政府の審議会においても「糖尿病等の早期発見のためには（高齢者への健康診断は）非常に重要である」と指摘されています。努力事項ではありますが、後期高齢者の健康診断は、従来どお

り実施することが望まれます。

更に現行制度では禁止されている窓口全額負担になる資格証明書が発行される計画です。後期高齢者にとって医療を受けることは命綱です。月1万5,000円未満の年金の少ない方が保険証を取り上げられて治療を続けられるでしょうか。戦後の日本の復興に貢献された高齢者に冷たい仕打ちではないでしょうか。

大きく変更される制度の内容を当事者の後期高齢者は、ほとんど知らされていません。せめて介護保険実施の際に行われた説明会や恒常的に意見を聴取する仕組みを作る事は高齢者の共通した願いです。

以上の趣旨から宮城県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者の生命と健康を守るために、より良い制度運営を行えるように左記の事項を要請します。

記

- 一 高齢者の生活実態に即した保険料とすること。併せて、一般財源を原資とした広域連合独自の減免制度をつくること。
- 二 資格証明書は発行しないこと。
- 三 健康診断は今まではどおり受けられるようにすること。
- 四 高齢者の意見を反映できる仕組みをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月21日

宮城県柴田町議会

提出先

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿

宮城県後期高齢者医療広域連合議長 殿

以上です。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号後期高齢者の生命と健康を守るための制度運営を行うことを求める

意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が宮城県後期高齢者医療広域連合長、宮城県後期高齢者医療広域連合議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第 6 請願第 1 号 公共工事における建設従事者の適正な労働条件確保及び「公契約法」の制定を求める意見書提出に関する請願

○議長（伊藤一男君） 日程第 6、請願第 1 号公共工事における建設従事者の適正な労働条件確保及び「公契約法」の制定を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

この件につきましては、先ほど同様の議案が可決されておりますので、本請願は採決されたものとみなします。

日程第 7 請願第 2 号 医師・看護師を確保するための請願

○議長（伊藤一男君） 日程第 7、請願第 2 号医師・看護師を確保するための請願を議題といたします。

この件につきましては、先ほど同様の議案が可決されておりますので、本請願は採決されたものとみなします。

日程第 8 陳情第 1 号 後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための陳情

○議長（伊藤一男君） 日程第 8、陳情に入ります。今期定例会において本日まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

議会運営基準により報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望等についてもお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（伊藤一男君） 日程第 9、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設、各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動

願いが出ておりますので、5日以内において承認いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、第3回定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつをさせていただきます。

今回、定例会に付されました議案14件、うち専決処分1件、人事案件1件、条例6件、補正予算6件、さらに認定6件、合計20件につきまして、会期期間であります9月7日から本日までの長期間にわたりまして慎重なるご審議を賜り、全議案可決並びに同意いただきましたこと、御礼と感謝を申し上げます。

今議会は平成18年度各種会計の決算議会でもあり、厳しい財政状況の中、行財政の建て直しに向けて町長以下職員一丸となって取り組みました結果、平成18年度決算におきましては、実質収支で黒字決算となりましたこと、町民の協力と議員各位のご支援があったらばこそと改めて感謝申し上げます。

また、今定例会において水害対策、地震対策など緊急性を要する対応、柴田町の未来を描くコンパクトシティ構想等についてご提案を賜りましたことについて、今後の町政運営に意を用いてまいりたいというふうに思っております。

一方、平成19年度は財政再建プランのスタートの初年度であり、町民、行政、議会が一つとなり財政再建プランに向けて努力をいたしております。おかげさまで予想外に地方交付税が県下で4.4%マイナスになる中、柴田町は県下第2位の約9,800万円の増額になり、現在、財政調整基金等は5億5,000万円になりました。しかし、当初予算は職員の人件費を大幅にカットし、さらに2億5,000万円を取り崩して予算編成を余儀なくされております。また、実質公債費比率、つまり借金の払いですが、宮城県下のワースト2になっております。厳しい財政構造は本質的には変わっておりませんので、一日も早く財政危機からの脱却を図り、懸案事項の早期解決に取り組めるよう努力してまいります。

また、今議会で議決いただきました柴田町企業立地促進条例を活用いたしまして、既存企業

の振興と新規企業の誘致を進めてまいりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） 以上をもって平成19年柴田町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時48分 閉会
